

# 未来



全労協・郵政産業労働者  
ユニオン長崎中郵支部  
機関紙 「みらい」  
NO. 4118  
21年1月15日(金)  
Tel・Fax 095-828-1953

## 大雪とはいえ、予報は出てた 事前に対応策を決めておけないのか？



おはようございます。  
先週長崎市内では観測史上2番目となる15センチの積雪となり、交通機関などに大きな影響が出ました。皆さん転倒などの怪我はなかったでしょうか。業務中の事故は小さなことでも報告しておきましょう。

この大雪では、「通勤手段」や「業務運行」、「局内待機・退社指示が出た場合の休暇の扱い」などの確かな指示が出されず、混乱が見られました。業務運行については各部署で検証が行われると思うので、通勤手段と休暇の扱いについて問題点を指摘し改善を求めます。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員と正規社員の正社員化を。

めいせ、均等待遇。

なげんし差別！

ユニオンは労基法裁判に勝利したぞ！

まず「通勤手段」です。届け出ている通勤手段では通勤できず、他の交通機関を利用して出社した社員も多いです。

バイク通勤→公共交通機関、バス通勤→JRや長崎電気軌道(路面電車)など。自家用車やタクシーで出社した社員また前日からホテルに泊まったという社員も多い。一方、バイク通勤なのでバイクで安全に通勤できるようなるまで出社しない(出来ない)と連絡した社員もいたと聞きます。

「最善の努力を行って出社」これは、今回の大雪だけでなく台風など悪天候が予想される時に役職者が言う決まり文句です。こう言っておけば、後は社員が過剰対応「タクシーを利用、或いは3時間かけてでも徒歩で、前夜からホテルに宿泊」などとして出社するだろうという意図が見えます。このような社員の使命感にゆだねる指示は良くありません。

バイクで通勤出来なければ他の交通機関を利用して、或いは交通機関が利用できない社員には、近隣の社員とタクシーで

相乗りをして出社するようになり、又それでも通勤困難な場合には特別休暇、と明確な指示を出すべきです。当然ですが、代替え交通機関を利用し出社した場合、その費用を会社に請求する権利があります。ほとんどの社員は年に一回あるかないかの事だからと請求してないと思います。

私は8日と10日の出社の際バイクで通勤できず、8日は長崎バスで、10日はバスも運休だったためJRを利用し出社、合計820円かかりました。今回、代替え交通機関の代金を請求したところ、部長と対話を行い、その対話記録に基づいて局が支給するかしないか判断すると言われました。バスも通常運行できない



ほど積雪があった日に、「最善の努力を行って出社」したにもかかわらず、部長と対話し「通常の通勤手段では、出社できない状況だったこと」を説明しなければいけない。またその後、審査があり支給されるかどうか不明と言われれば誰が代替え交通費を請求するでしょうか？

またこのような手続きがあることを会社は周知しません。請求されたら説明するという態度です。「社員にやさしくない会社」ここに有りと言う感じが

### 積雪状況(滑石)と交通機関への影響

8日(金) 積雪は3~5センチ。路線バスが一部運休。集配部全体で出勤できない社員が数名いた。午後6時以降、路線バスは順次運休と発表あり。

9日(土) 15センチ以上の積雪。路線バスは終日運休。長崎電気軌道は始発から運転見合わせで午後から再開。

10日(日) 前日の雪が5センチ以上ある。路線バスは午前中運休。午後は一部区間で再開。JRと長崎電気軌道(路面電車)は通常運行。

1月9日は通配区の担当社員は午後から退社指示が出ました。また混合担当担当者も定時よりは早く退社しました。しかしこの時の休暇の扱いについて、12日なっても役職者からは説明がありません。

この為、支部は1月12日に労使窓口において回答を求めました。長中局からは「当日は会社(局)が退社の指示を出したので特別休暇を適用する方向」との回答が示されました。

また、1月8日出社出来なかった社員の休暇の取り扱いについては「対象の社員に特別休暇を適用するかどうかはまだ決定していない」との回答が示されました。第三集配営業部では課長から「明日は積雪により出社できない社員は休んでも構わない」との指示が出されています。これも特別休暇を適用するように求めています。

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。